

○議長（佐々木幸士君）　日程第一、議第百三十二号議案ないし議第百六十八号議案及び報告第三十号ないし報告第三十三号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。八番さとう道昭君。

〔八番　さとう道昭君登壇〕

○八番（さとう道昭君）　自由民主党・県民会議、青葉区選出のさとう道昭です。佐々木議長のお許しを頂き、質問いたします。村井知事におかれましては、さきの知事選挙での御当選誠におめでとうございます。

大綱一点目、村井知事の県政運営の姿勢について伺います。

先般の知事選挙にて、村井知事は当選されたものの、有効投票数の過半数には及ばず、次点の候補とも僅差でした。これまで村井知事は、折に触れ、対立しつつ調和するという言葉を答弁や発言の際に使われてきました。しかし、五期目において県民との調和を生むことはなく、生んだのは分断であり、今回の知事選挙の結果につながったのだと感じています。辞書には「対立とは二つのものが反対の立場に立つこと。また、二つのものが互いに譲らないで張り合うこと。」とありました。村井知事は県民とお互いに張り合ってきたでしょうか。対立とは対に立つと書きます。五期目、村井知事は県民の前に立ってきたでしょうか。関係する地域ごとに行われた仙台医療圏の病院再編地域説明会に、村井知事は最後まで出席しませんでした。宿泊税の導入に関する説明会・意見交換会には、議案を提出する議会の直前に一度出席したのみでした。対立しつつ調和するとの考え方には一定の理解はできますが、この言葉の対立という言葉を借りれば、村井知事は五期目対立の舞台にすら立ちませんでした。調和が生まれるはずがありません。

一方で、今回の知事選の政策集において、県政運営の基本方針として「素直な心で衆知を集め」を掲げました。「素直な心とは、全てのものを一旦自分の中に受け入れること」と解説しています。また、今回の知事選の厳しい結果と現実を受けてか、開票直後の報道へのインタビューにおいて「丁寧に県民に寄り添う形で耳を傾ける県政を初心に返つてやりたい」、県庁職員への六期目の就任挨拶の場において「厳しい意見もあることも事実なので、謙虚に受け止めなければならないと思っています」と述べています。

そして「今期が最後の任期」と述べています。県民と県政の間に生んだ分断を調和に変

えるとすれば、この四年間が最後の機会となります。あらゆる手立てを講じ、宮城県の発展を実現させるとともに、次世代につなぐのであれば、県民の声に耳を傾けることを通し、県民と県政との調和を実現させることが村井知事の責任と考えますが、所感を伺います。また、五期目と違い、六期目は賛否の分かれるような施策であつても、知事自ら丁寧に説明し、県民の声や意見を自らが掲げた素直な心で聞く機会を実際につくる意思があるでしようか。県民から地域課題を伺う場面や、宮城が目標すべき将来像や、そのプロセスなどについて意見交換をする場を設ける意思があるのででしょうか。村井知事の考え方を伺います。

大綱二点目、医療・介護・障害福祉の提供体制について伺います。

村井知事最後の任期四年間は宮城県にとつて、人口減少や人口構成の変化の面から重要な期間になります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、宮城県は二〇二〇年から二五年において約六・三万人の減少、二〇二五年から三〇年は約六・六万人の減少です。減少幅が増えるものの、ほぼ同水準で推移します。しかし、二〇三〇年以降は五年ごとの減少数は約一万人ずつ増加し、人口減少が加速していきます。二〇三〇年から三五年の減少数は約七・五万人、二〇三五年から四〇年の減少数は、八・三万人と推計されています。人口減少が加速すると見込まれている二〇三〇年までのこの五年間に有効な手立てを打ち、成果を得ることが極めて重要になります。また、人口構成の点からもこの五年間は重要な期間となります。今後、五年間で七十五歳以上の人口が絶対数としても、割合としても増加します。増加傾向であるものの、二〇三〇年以降は、二〇四五年まで増加ペースが一旦緩やかになります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、二〇二五年から三〇年にかけて七十五歳以上の人口は約三・八万人増加し、県内人口の約一九%を占めることとなります。二〇三〇年から三五年は約一・一万人の増加、二〇三五年から四〇年では六十三人、二〇四〇年から四五年では二百十四人の増加と推計されています。二〇二五年から四五年までの増加は約四・九万人ですが、その約八割がこれから五年間で増加することとなります。七十五歳以上における医療費及び介護費用は多額になることが分かつています。厚生労働省資料「年齢階級別一人当たり医療費（令和四年度、医療保険制度分）」によれば、六十五歳から六十九歳までの一人当たりの医療費は四十八・一万円に対して、七十五歳から七十九歳は七十

七・三万円、八十歳から八十四歳は九十二・二万円と大幅に増加します。令和五年版高齢社会白書によれば、要介護認定の割合は、六十五歳から六十九歳は二・八%に対し、七十五歳から七十九歳は一二・四%、八十歳から八十四歳は二六・四%と大幅に増加します。七十五歳以上人口のピークに対する医療・介護需要への対応力をこの五年間で構築しなければならないことを意味しています。医師の偏在、医療介護の人材確保、物価高騰などによる厳しい経営状況への対応など課題解決を行いつつ、この五年間で政策資源を集中させ、医療介護提供体制を強化すべきと考えますが、所感を伺います。

また、医療・介護及び障害福祉の現場は、価格転嫁できない公的保険制度の枠組みの中で、物価高騰への対応、人材確保のための賃上げなど苦しい状況に置かれています。仙台市医師会が今年九月から十月に行つたアンケート調査では、令和六年六月から八月と令和七年六月から八月を比較して、減収になつたとの回答は六割にも上りました。

「昨今の物価上昇により医療機関の経費が上がつておりますが、一番負担となつているものは何ですか」との設問では、人件費が五二・七%、医療資材等薬品、消耗品などが四五%、医療器材が一六%、設備関係、賃料、光熱費などが一八・三%でした。自由記述には次の声が寄せられています。「インフレであらゆるもののが上昇、人件費、光熱費、雜費、清掃費、P C費用、ネット」「人件費が一番です。他業界の人件費も上がつており、人件費を上げないと応募が来ないと感じています。次は材料費で、特に検査に必要な試薬品が値上がりしています。」「医療材料、点滴材料、フォーレ、薬剤など保険点数以上の持ち出しになつており、クリニックの負担となつていて。全ての医療材料が物によつては倍以上の値上がりになつていてもかかわらず診療点数は変わらず、その分は医療機関が負担することとなり、特に在宅は管理料による丸めになつており、材料の値上がりは収益に大きな打撃になる。」などの声が寄せられました。保険診療のため価格転嫁ができない中、支出が増えている現状です。介護分野においては、先日介護関係団体の皆さんと意見交換をした際、食糧費やガソリン代の高騰に加えて、人材確保のための費用が負担となつているとの話を伺いました。ますます人材不足が深刻化しており、人材紹介会社の手数料や外国人材の雇用にかかる費用も非常に大きな負担であることや、最低賃金改定により、職員の給与も改定しなければならないが、この介護報酬では経営できないとの指摘がありました。そのほか、リネンなどの委託費や設備更新や修繕

費用が高騰しているとの実態が寄せられています。障害福祉事業所の経営者からは、最も賃金改定への対応、送迎のための車両の車検費用やタイヤ代など、大幅な高騰が非常に重くなっているとの声を聞いています。国では重点支援地方交付金の拡充が公表され、食料や光熱費などのエネルギー価格の高騰に対して支援を行うこととされています。十
一月二十八日に閣議決定された国の補正予算案に盛り込まれた医療・介護等支援パッケージでは、医療機関に関しては賃上げと物価高騰に対し、介護施設と障害福祉施設については賃上げに対して、直接的な補助が盛り込まれました。しかし、医療機関においては施設が大きいことや従事者が多いことなどから、設定された単価で高騰分を賄える額であるかといえば疑問が残ります。現場の皆様や関係団体へ十分にヒアリングし、経営実態に即した単価となるよう上乗せも含めて検討すべきと考えますが、見解を伺います。

また、介護施設と障害福祉施設については、食料品、光熱費などのエネルギー価格以外のこれまでの物価高騰分を対象とする支援はありません。賃上げについては、国では従事者一人一万円、六ヶ月分相当の賃上げ支援を講じるもの、これから賃上げに対する支援であり既に対応している部分への支援ではありません。そこで、別途支援する仕組みを構築すべきと考えますが、見解を伺います。社会保険制度の枠組みの中で経営されている医療・介護・障害福祉の施設では、支出が増えても他産業と違い価格転嫁ができません。安心して生活するためには必要不可欠な拠点です。持続可能な地域づくりのためにも強力な支援を求めます。

また、介護支援専門員、ケアマネジャーの高齢化と今後の人材確保策について伺います。介護事業所の経営者や管理職の方より、職員にケアマネジャーの資格取得を勧めても消極的な返事が多く苦労しているとの声を伺います。その背景には、資格を取得しケアマネジャーとして勤務すると、給料が減額となる傾向がある。それが影響していることがあります。一方で、ケアマネジャーの制度が創設され、その時期に資格を取得し現在活躍している方が多いですが、六十代を迎えているか間もなく迎えることとなり、今後多くの退職者が見込まれるはずであると危機感も併せて寄せられました。確かに、公益財団法人介護労働安定センター、令和六年度介護労働実態調査結果によれば、ケアマネジャーの職に就いている方のうち、六十歳以上の割合は三一・五%であり、大きな

割合を占めています。五年前の令和二年度調査では、六十歳以上の割合は二一・八%でしたので、増加傾向です。令和六年度調査において、五十歳から五十九歳の割合は三四・七%、四十九歳以下の割合は三一・八%にすぎません。令和二年度の同調査では、四十九歳以下の割合は三七%でしたので、若い世代の割合は増えておらず、減少しています。介護施設役員の方に話を伺うと、高齢で担う難しさの理由として、ケアマネジャーは車を運転して利用者の自宅へ訪問するなど肉体的に負担のかかる業務であること、利用者宅へ訪問している時間以外でも利用者や介護サービス事業所との連絡調整を行うことから、勤務日数を減らして対応することは難しい職種であることが挙げられました。介護施設があつても実質的には、ケアマネジャーによるケアプランの作成がなければ介護サービスを利用できません。五年後、十年後には更に高齢化が進み、担い手が減少する可能性が否定できません。今後、七十五歳以上人口が増加する宮城県において、要介護度認定者の絶対数が増える可能性は高く、需要に応じたケアマネジャーの確保は極めて重要になります。しかし、宮城県では、ケアマネジャーの有資格者の年齢分布や居住地の実態は把握しているものの、実際に介護施設に従事している有資格者の年齢分布や所在地の実態は把握できていません。そこで、県内のケアマネジャーの年齢構成や資格保有者を市町村別に整理するとともに、需給推計を行い、人材確保のために必要な措置や有効な支援策の検討を進めるべきと考えますが、所感を伺います。

大綱三点目、ツキノワグマの対策について伺います。

今年度の目撃等情報数は、十一月三十日時点で三千十八件であり、出没が例年よりも多かつた令和五年度の総計千三百五十七件を大幅に超えています。県では十一月になつても多くの目撃等情報が寄せられ、熊と遭遇しやすい状況が続いていることから、十一月三十日までであつた熊出没警報とツキノワグマ人身被害防止期間を十一月三十一日まで継続・延長しました。また、総合緊急対策を策定し、取組が進んでいます。これ以上の被害を発生させないために迅速な完了を求めます。さて、今回、総合緊急対策に危険箇所対策として誘引木伐採が盛り込まれ、十三市町村より一百九十一か所、九百三十四本の要望があり、取組が進んでいます。代表的な木は柿ですが、熊の出没傾向や実の管理ができるいない実態を考えれば、大変有効な手段と考えます。地域を歩けば、木が大きく育ち高い場所に実がなり、個人では採取できず放置されたままの柿の木が散見され

ています。また、伐採したい意向はあるものの、高齢や経済的理由から伐採できていな
い事例もあります。今回の緊急対策において、一定の誘引木の伐採は進みますが、ツキ
ノワグマの出没対策として意義のある木の全てを伐採対象とできたかは疑問が残ります。
市町村からの要望の取りまとめ期間が短期間だったからです。そこで、地域や所有者か
らの情報提供や、伐採意向を十分に受け付けられたと考えているのか、認識を伺います。
また、緊急対策の実施状況の検証と市町村へのヒアリングを丁寧に進めながら、来年度
以降も誘引木の伐採の継続を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、個体数管理について伺います。環境省では「特定鳥獣保護・管理計画作成の
ためのガイドライン（クマ類編）」において、個体群ごとの成獣個体数と分布域から、
個体数水準を定め四つに区分しています。また、個体群ごとの保護・管理の目標を定め
ています。四つの区分とは、成獣個体数の面からは次のとおり定められています。成獣
個体数百頭以下を、一、危機的地域個体群、百から四百頭程度を、二、絶滅危惧地域個
体群、四百から八百頭程度を、三、危急地域個体群、八百頭程度以上を、四、安定存続
地域個体群としています。個体数の保護管理目標は、水準三、危急地域個体群では、個
体数水準三の維持または水準四への引上げと定めています。水準四是八百頭程度以上で
すので、現状維持か八百頭程度以上への引上げが目標ということになります。水準四、
安定存続地域個体群では、個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導と
定められています。このことから、環境省では成獣個体数八百頭程度以上を一定の水準
としていると受け止められます。さて、宮城県はどの個体数水準に位置づけられるかと
いえば、安定存続地域個体群になります。宮城県内の推定生息数は八百頭程度を超えて
いるからです。中央値は二千七百八十三頭、下限値は千八百九十八頭、上限値は四千十
九頭と推定されています。宮城県ではこの環境省のガイドラインを踏まえ、令和四年三
月に第四期宮城県ツキノワグマ管理計画を策定し、個体数管理として捕獲の上限を設定
しています。具体的には、環境省のガイドラインにおける人間とのあづれきが恒常に
発生している場合、捕獲枠を3%上乗せできる対応も可能である全体の個体数の一五%
以下を適用し、推定生息数の中央値の一五%である四百七十頭をめどとする毎年度の捕
獲上限を定めています。また、令和七年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定
め、指定管理捕獲の実施区域を仙台市青葉区作並と栗原市栗駒中野地区などとして、捕

獲目標を十頭としました。実施区域の選定理由は、事前の調査で生息が確認できるとともに、市街地への出没も確認されるためです。しかし、今年度の市街地への出没は、市町村による捕獲の状況などから、作並地区、栗駒中野地区以外でも発生していることは明白で、実施区域の選定理由は、この二つの地域以外でも該当します。加えて、今年度人身被害が五件発生しています。環境省のガイドラインでは、安定存続地域個体群における分布域の保護・管理目標には「分布域拡大により人間とのあつれきが顕著に増加している場合には分布域の縮小」とあります。個体数では「個体数水準維持、適正水準への誘導」とあります。この個体数水準とは八百頭程度以上です。そこで、宮城県の生息推定数や、市街地への出没の状況、環境省のガイドラインを踏まえ、指定管理捕獲の地区拡大と捕獲目標頭数の大幅な増加、分布域の縮小、適正水準の具体化を早期に検討すべきと考えますが、見解を伺います。

大綱四点目、村井知事が知事選挙の公約に掲げたローコストアリーナについて伺います。

選挙ビラには次の記載がありました。「宮城に一万人から一・五万人を収容するローコストアリーナ、建築費を抑えたアリーナを民間の資金を活用しながら造ります」、政策集においては「東北の魅力を国内外に、交流人口の拡大による東北の活性化」の項目の中で「海外アーティストの公演も招致可能な一万人から一万五千人収容のアリーナを民間資金の活用によって開設し、国内他地域のみならず海外からも含めた観光客の誘致を図ります」と記載されています。県内最大のアリーナはセキスイハイムスースーパーアリーナであり、最大席数は七千六十三席です。一方、全国に目を移すと、一万人以上収容な施設が複数稼働しています。例えば、北海道の真駒内セキスイハイムアイスアリーナは約一万一千五百人、埼玉県のさいたまスースーパーアリーナは約三万七千人、神奈川県のKアリーナ横浜は約二万人、東京都の東京有明アリーナは約一万五千人、愛知県の日本ガイシホールは約一万人、大阪府の大坂城ホールは約一万六千人、福岡県のマリンメッセ福岡は約一万五千人などです。しかし、東北には一万人以上収容できるアリーナはありません。スポーツ庁が公表している資料、二〇二二五年一月時点、全国のスタジアム・アリーナの新設・建て替え構想施設には、秋田県と福島県の施設構想とともに、宮城県ではゼビオアリーナ仙台改修が記載されていますが、いずれも収容人数は一万人を

超えていません。地域別のライブやコンサートの観客動員数に目を移すと、東北は他地域に比べ後塵を拝しています。音楽を中心としたライブ・エンターテインメントを主催する全国のプロモーターで構成される一般社団法人コンサートプロモーターズ協会が会員を対象とした調査によれば、二〇一四年の公演における総動員数は約五千九百四十万人、そのうち東北は約百六十万人でした。東北は約三千九十万人、東海は約五百十万人、近畿は約千二百九十万人、九州・沖縄は約四百三十万人でした。また、会場規模別で見ると、総動員数約五千九百四十万人のうち、アリーナは約二千百九十万人であり、約四割弱を占めています。アリーナが音楽やライブコンサートを支える大きな役割を果たしており、アリーナが開設されている地域の動員数が多くなっている様子が読み取れます。また、市場規模、総売上額について、二〇一三年の五千百四十億円から二〇一四年は六千百二十一・六億円に増加し、過去最大を記録したことです。動員数は、二〇一三年から約三百万人増加し、過去最多となりました。その背景を、二〇一四年の公演数は前年と同水準で推移したが、動員数はスタジアム・アリーナ公演の増加に伴って六千万人に迫り、過去最多となつたと分析しています。他方、経済産業省、音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方にに関する報告書では、国内のライブエンターテイメント市場は拡大傾向であるとの推計を紹介しています。二〇一三年の六千四百八億円から二〇三五年の六千七百三十二億円に拡大するとの推計です。既に、一定規模の市場があり、拡大傾向や拡大が見込まれる市場に、宮城県が優位性を見いだせるのであれば、その需要を貪欲に取り組むための施策は有意義と考えます。しかし当然ながら、ライブやコンサートなど興行を誘致できなければ、アリーナ開設は負の遺産となります。そこで、伺います。村井知事は選挙公約として一万人から一・五万人収容できるアリーナ開設を掲げましたが、宮城県にとっての意義や効果、興行誘致の可能性をどう整理しているのか、お示しください。そして、アリーナ開設を実現する意思があるのか、実現する意思があるのであれば、開設は何年を目指すのか、お示しください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） さとう道昭議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ござ

いました。

まず大綱一点目、村井知事の県政運営の姿勢についての御質問にお答えいたします。

私はこの二十年間、県民の皆様の生活を預かる立場として、我が県の発展を希求し、多くの施策の実現に邁進してきたところであり、六期目においても、その思いに変わることはありません。人口減少をはじめとする大きな課題に立ち向かうべく、今後四年間に力を入れる施策は、出馬に際しての政策集でお示ししたところであり、今後、全序一丸となつてその実現に向けて取り組んでまいります。また、県民の皆様から選ばれた立場として、その声を聞くことは、知事としての私の責務であります。そのため私は、県政推進に当たつての基本姿勢として、素直な心で衆知を集めることを掲げ、厳しい御意見も含め多くの方々のお話に耳を傾けることを心がけてまいりました。これまで、全国知事会会長としての業務に専念する必要などもありましたが、これから四年間は、可能な限り多くの現場を訪問し、富県宮城の実現をはじめとする私の思いについて、県民の皆様と率直な意見交換を図り、議論を深めることをこれまで以上に意識してまいりたいと思います。

次に、大綱二点目、医療・介護・障害福祉の提供体制についての御質問にお答えいたします。

初めに、医療介護提供体制の強化についてのお尋ねにお答えいたします。二〇二五年には、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者の年代になり、我が県においても、二〇四五年頃までは高齢者人口の更なる増加が見込まれております。特に、今後急増する八十五歳以上の高齢者につきましては、医療と介護の複合ニーズを抱えることが多く、生産年齢人口が減少していく中で、誰もが適切な医療・介護を受けられる体制をいかに維持していくかが大きな課題となつてまいります。このため、来年度から開始する新たな地域医療構想の検討においては、従来の必要病床数を中心とした論点に加えまして、高齢者救急や在宅医療、介護連携などにも幅を広げ、より総合的な観点から治す治療を担う医療機関と治し支える医療を担う医療機関の役割分担の明確化や、医師の偏在の是正、人材の確保を進めてまいりたいと考えております。県といたしましては、地域医療構想の議論も踏まえながら、着実に医療機関の機能分化等を進めつつ、医療介護の連携を更に密にし、七十五歳以上の人口増が集中するこの五年間で、医療介護提供

体制の強化を図り、誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、医療機関に対する国からの支援単価についての御質問にお答えいたします。

県医師会等の関係団体とは日頃から打合せや会議を通じて意見交換を行つております。これまでも同会などからの要望を踏まえ、診療報酬の適切な改定を国に対して強く求めるとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や国の補助制度を活用した医療機関等の経営支援に取り組んできましたところであります。先月閣議決定された国の補正予算案では、厚生労働省から医療・介護等支援パッケージが示され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と併せて活用し、早期に医療機関等への支援を実施することを要請されております。医療・介護等支援パッケージによる賃上げ、物価上昇に対する支援につきましては、国が全国一律で定めた単価を用いることとなります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による補助につきましては、限りある財源を最大限活用し、食料費や光熱水費の上昇分を適切に反映した補助単価を設定したいと考えております。

県といたしましては、今後も医師会等の関係団体の意向も十分に踏まえながら、物価上昇等の影響を受けて厳しい状況にある医療機関等に対する実効性のある支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、ローコストアリーナ構想についての御質問にお答えいたします。

我が県の目下最大の課題は、人口減少への対応であり、その影響を最小限に食い止めながら、持続可能で魅力ある地域づくりを進めていくことが不可欠であります。そのためには、これまで以上に多くの人々が行き交い、多くの若者が集まる活気に満ちた場所を確保していくことも重要なアプローチとなるため、今回政策集に、海外アーティストの公演も招致可能な一万人から一万五千人収容のローコストアリーナの建設を盛り込んだものであります。近年は、首都圏や大阪、名古屋をはじめとした大都市を中心にアーティストの公演数が拡大傾向にあり、国内的主要都市から我が県へのアクセス環境などを考えると、大規模な興行需要を取り込める可能性は十分にあるのではないかと考えたところであります。現在は、その実現に向けた情報収集を進めているところであり、今後、その内容を整理しながら、立地条件や需要予測、建設コストなどの具体的な検討を開始したいと考えております。なお、検討の結果を踏まえた上で、その時々の経済、

社会情勢や、関係する地域への影響を考慮しながら、実施の可能性も含めて判断してまいりたいと考えているところであります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱三点目、ツキノワグマ対策についての御質問のうち、誘引木伐採についてのお尋ねにお答えいたします。

誘引木の伐採については、民家の柿の木に熊の目撃が相次ぐなど、緊急的に伐採が必要であるものの、市町村においては実施までに時間を要することが懸念されたことから、県において直接事業者に委託し伐採することにより、市町村を支援することとしたものです。緊急を要することから、照会の時間が短くなつたため、住民への意向確認は事後で構わぬこととし市町村の判断に委ねましたが、県の委託事業で、今回対象にならない誘引木の伐採についても、熊被害の未然防止の観点からは効果が高く、今後も継続して取り組む必要があると考えております。そのため県では、市町村等が実施する放任果樹の伐採に係る経費の一部について補助する制度も併せて創設し、今回の宮城県ツキノワグマ総合緊急対策に盛り込んでおります。現在、市町村からの要望調査の結果を取りまとめ、実施に向けた準備を進めているところです。更に、先週末に示された国交付金でも、誘引木の伐採が対象経費として認められたことから、国の交付金も活用の上、来年度以降も継続して取り組むよう市町村を促してまいります。

次に、指定管理鳥獣捕獲の地区拡大と捕獲目標頭数の増加等についての御質問にお答えいたします。

ツキノワグマの捕獲については、これまで被害対策として市町村による有害鳥獣捕獲が実施され、県による個体数調整は行っておりませんでしたが、昨年四月、鳥獣保護法が改正され指定管理鳥獣に追加されることを受け、県では、仙台市及び栗原市をモデル地域として今年度試行的に捕獲に取り組んでまいりました。今回の熊出没多発による緊急事態を踏まえ、来年度からは個体数の削減に向けた取組を強化できるよう関係者との調整を進めてまいります。個体数の適正水準につきましては、先月公表された国のクマ被害対策パッケージにおいて、全国的な個体数調査・推計を実施し、個体数の抑制・

削減に関する目標設定の考え方を明確化することが示されました。これを踏まえ、我が県においてもツキノワグマの自然増加率などを考慮して、捕獲対象の地域拡大や捕獲目標頭数の増加を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、医療・介護・障害福祉の提供体制についての御質問のうち、介護・障害福祉施設に対する物価高騰や賃上げへの支援についてのお尋ねにお答えいたします。

介護・障害福祉施設は、近年の光熱費や人件費等の高騰により、非常に厳しい経営を強いられているものと認識しております。県ではこれまで、国の交付金を活用して、経営の影響が大きい光熱費や食材料費に対し、価格高騰分への助成を行うなど緊急的な支援に努めてまいりました。更に、エネルギー価格以外の物価高騰分として、施設の設備更新等については、補助単価を毎年度引き上げるなどの支援を行つてているところです。また、過去の賃上げの原資については、補助金や処遇改善加算により措置されているところであり、県では、これまで加算を取得していない介護事業者等に個別に働きかけ、加算取得の促進に努めてきました。県といたしましては、将来にわたり県民が安心して介護・福祉サービスを受けることができるよう介護報酬等の適切な改定を国に働きかけるとともに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、事業者への支援に努めてまいります。

次に、ケアマネジャーの高齢化と今後の人材確保策についての御質問にお答えいたします。

ケアマネジャーは、要介護者などの相談や心身の状況に応じて、市町村、サービス事業者、施設等との連絡調整を行いながらケアプランを作成する重要な役割を担っております。我が県で登録されているケアマネジャーの平均年齢は五十一・七歳で、昨年度の介護労働実態調査における全国平均五十四・三歳を下回つておりますが、高齢化を踏まえて人材を確保・育成していくことは大変重要な課題であると認識しております。県では、ケアマネジャーを含む介護人材の確保・育成を図るため、若年層を中心とした幅

広い世代に対して、介護という仕事の社会的重要性を周知するなど介護人材のイメージアップを図るとともに、介護現場で働く皆様の相談窓口を設置するなどして人材の確保に取り組んでいるところです。今後、実際に従事しているケアマネジャーについて、個別事業所の届出情報などの既存情報を活用した現状分析に取り組むとともに、年齢構成や市町村別の整理及び需給推計に基づく人材確保策については、有識者等で構成されるみやぎ高齢者元気プラン推進委員会の意見などを踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 御答弁ありがとうございました。まず、村井知事の県政運営の姿勢についてお伺いさせていただきます。先ほどの御答弁で、まず県民との皆さんとの対話を大事にしていこうと、機会をつくっていこうと、可能な限りという表現を頂いたところですけれども、先ほど質問させていただいた県民との調和、県政との調和に関して言及がございませんでした。調和は目指さないのでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私の言う対立と調和というのは、いたずらにけんかをけしかけるということではございませんで、要は、県政、宮城県全体の利益を考えてやりますと、当然そこには一部不利益になる方が出でくると。その方たちが当然いろんな意見をお話になると。その声だけに引っ張られてしまうと全体の利益を失われてしまうと。ですから、まずは全体の利益を考えながら施策を進めていきたいと思います。そこで当然反対される方と対立が生まれてくることもあるでしょうということになります。ただ、それを恐れ過ぎて何もしないということであれば、結果として全体の利益が失われてしまうということを行つてまいりました。例えば、今まで水産業復興特区をやりました。おかげさまで桃浦は、今まで震災前にやっていた漁師さん方は、お年を取つてほとんどもうお辞めになつたのですけれども、今若い人たちが漁業をやるようになつて、桃浦はだんだん大きくなつてきて、今力も価格が上がつてきて非常によく売れているということです。漁協とも大変対立しましたけれども、漁協とも非常にいい関係に戻りました。また、発展税なんかもそうでした。経済界の方から非常に反発があつたのですけれども、今は発展税をやることに対する反対意見が出なくなつたということです。ですか

ら、反対して対立することもあるのですけれども、結果としてうまくいけば、調和をしていくて、皆がやつてよかつたと思つてもらえるようになるということだということです。宿泊税も反発が非常に多かつたのですけれども、来年からスタートしてお客様がたくさんお越しになれば、よかつたと言つてもらえるようになるだらうというふうに思っています。そういう意味で、対立を恐れ過ぎて何もやらないのではなくて、対立することがあつたとしても、その上に大きな発展をするということを目指してやつていくといふことが重要ではないかと、その結果、調和を図れるのではないかという意味であります。対立するための対立ではなくて、調和をするための対立といふことが重要ではないかなと考えているということでありました。ただ、今までかなり強引に進めてきたのも事実でございまして、それによつて厳しい御意見があるのも事実でございますので、これはもう少し時間をかけて丁寧にやつたほうがよかつたと思う反省すべき点も多々ござりますので、そこはしっかりと踏まえながら、しっかりと皆さんのお意見を聞きながら対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（佐々木幸士君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 松下幸之助さんの言葉をちょっと拝読いたしました。PHP研究所が紹介している松下幸之助さんの言葉です。この言葉によると、調和というのは目指すものだと。結果として生まれるものではないというようなことかなというふうに私は読みました。紹介させていただきますと、「労使の関係は、対立しつつ調和するという姿が望ましいと思います。つまり、一方では互いに言うべきことは言い、主張すべきことは主張するというように対立するわけです。しかし、単にそれに終始するのではなく、一方では受け入れるべきは受け入れる。そして常に調和を目指していくということです。」というふうに紹介されておられました。こういうふうに松下幸之助さんがお話をされたのだと思います。先ほど知事は結果として調和するという言い方をされたのですが、本来この言葉の意味をそのまま解釈すれば、目指して、対話をしつかりしていくということが大事なのだろうと思います。受け止めをぜひお聞かせください。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そのとおりだと思います。目指していく、そして、結果としてという意味でお話しいたしました。病院の再編で、これも当然いろいろ対立がありまし

たけれども、いろんな意見があつて、私はその意見をいろいろ入れて、自分なりにそしやくして県職員といろいろ議論をして、そして今の形にだんだんなってきたというふうに思つております。まだゴールではないのですけれども、調和を目指した形が病院再編の今の形になつてているというふうに……。そういう形で努力してきたつもりではあるのですけれども、なかなかその気持ちが県民の皆さんに伝わっていないというのも事実だというふうに思いますので、ここは謙虚に反省しながら、四年間しっかり頑張つていただきたいというふうに思つております。

○議長（佐々木幸士君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） ありがとうございます。意見を聞いたということでおざいますが、直接私は聞いていただきかつたという思いがござります。本当に苦しい場面で職員の皆さんのが矢面に立つて御説明と質疑に応じておられた。私はそこにぜひ知事にもいていただきかつたというふうに思います。一つ最後に質問させていただきますが、県民との対話、オープンな場面をつくつていただいて、県民の皆さんに見える形でぜひ行つていただきたいと思いますが、また、複数ぜひやつていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） どの施策のことをおつしやつてあるか分からぬのですけれども、当然その場面場面でそのような方向で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（佐々木幸士君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 富県宮城をぜひ結実させて、また県政と県民の調和がとれた宮城県の実現を進めていただきたいと思います。

次に、医療介護の件に関してお話を伺わせていただきます。根底にはもう施設の存続に対する危機感がございまして今回の質問をさせていただきました。県民が必要なタイミングで医療・介護・福祉サービスを受けていくためには、そもそも施設がないとかなか厳しいと。介護施設の方にお話を伺いましたけれども、五年前から存続が本当に厳しくなるというお話を頂きましたが、最近になって、その方がおつしやられたのは、そろそろ本当に表面化していくのではないかというようなことをお話ししておられました。介護報酬ですか診療報酬は国で決めますので、事業所にとっての収入を県が何

ができるというのはなかなか難しいというところはござりますけれども、支出を抑える取組は県でしつかり支援できるのではないかというふうに考えております。それはI Tの機械を入れたり、いろんな最新の技術を施設の中に入れて生産性を向上させて、超過勤務を減らして人件費を抑えるですか、また、施設の省エネ化をしつかり図つて出費を抑えていくということを本当に小さな積み重ねをどんどん進めておられる事業所もございます。ただ、体力がなければそこもできないのです。設備投資によつて、もし支出が抑えられるのであれば、イニシャルコストが負担となつているその原資すらもないような状況になつてている事業所も多いわけですから、そこは国の単価の補助制度を使うだけではなくて、もう設備投資に対する大胆な補助をしつかりしていくべきかと。それで支出を抑えられる強い事業所の体質をつくっていくべきかというふうに考えていますが、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○保健福祉部長（志賀慎治君） やはり支出面の物価高騰に追いついていっていないと、診療報酬等の体系が追いついていっていないという根本的な体制のギャップが経営難に直結している現状かというふうに思つております。それで、御指摘のありました支出を抑えるような取組につきましては、例えば、大規模な医療施設設備などの共有化を図つて、複数の医療機関で一つの設備を共有するようなことを促すような取組、あるいは、近年非常に指摘されているのが、医師、看護師の紹介を民間の機関から受ける場合の手数料とか委託費、そういうものの負担も増えているという話があります。そういった場合は、可能な限り県とか看護協会等の無料相談所を経由した紹介などもぜひ活用していただく方向とか、様々な手立てを講じようと思つておりますが、やはり現状では抜本的にはカンフル剤といった形じゃないですけれども、国の交付金等も使って、しつかりとした別建ての補助金なりを県のほうでしつかりカバーして、お支えしていくことが目下必要な状況かと思つてございます。引き続き様々な施策を検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今、部長から医療の面でお話がありましたが、介護の面でも県としてもいろいろお手伝いをさせていただいております。例えば、介護現場の省エネ設備の導入に対しての補助もやっておりますし、介護現場でロボットを入れるようなお手

伝いもさせていただいております。また、週休三日制を導入することとで、一日八時間勤務を十二時間勤務にすることによって人手を減らすお手伝いなどもソフト面ですけれどもさせていただきてしたり、また、今後はデジタルの力を使って、職員の方が手書きしていたものを手間がかからないようなお手伝い、こういったようなものをこれから考えていくふうに思つております。財政的な支援だけではなくて、そういうたソフト面の支援も含めて、できるだけ現場の負担を軽くして介護現場の支出を抑えるようなお手伝いもよく考えていただきたいというふうに思つております。

○議長（佐々木幸士君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） その制度があることは存じております。実際、自己負担が発生しますので、その自己負担が現状に合っているのか、その自己負担分も負担できるのか、その辺りもぜひ検証いただければと思います。

最後に、ローコストアリーナについてお伺いさせていただきます。いつ頃検討結果を公表される御予定でしょか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今回選挙が終わりまして、今情報収集をしているところでござりますので、現時点において、いつ頃までに方針が出せるということまで申し上げる段階には来ていらないということでございます。先ほども答弁いたしましたとおり、いろいろ情報を取つていきまして、まずは、やるかやらないかといったようなことも含めてよく考えていただきたいと思います。とにかく今物すごい勢いで資材費、工事費が上がつております。ローコストでやろうとしてもハイコストになつてしまふというような状況でございます。県民会館を今五百数十億円ですけれど、これも物価スライドでまだ上がる可能性もございますので、県の全体の財政力なども、体力も考えながら考えいかなければならぬというふうに思つております。しかしながら、御質問にもありますように、非常にアリーナに対しての期待の声があるのも事実でございますから、全体のバランスを考えながら、よく考えていただきたいというふうに思つております。

○議長（さとう道昭君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 公約に掲げられましたが、情報収集せずに公約に掲げたといふことになる。また、それに期待された県民もいらっしゃる。でも、造るかどうかから

検討している。これは公約としては非常に疑問が残ってしまうところですけれど、それに対してもお考えはござりますか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 例えば病院の再編の問題にしても、あと世界的半導体企業の誘致にしても、これもまだどうなるか分からないです。ただ、こういうことを目指していくということを選挙で掲げたということあります。必ず実現できるということは——政策集の中に書いてあるものは必ず実現できるというようなものもたくさんあるのですけれども、今回、特に表に出したやつについては、県民の皆さんに私の思いを伝えたいと思うものを掲げました。したがって、今言つたような企業誘致も含めて、これも絶対やれるというものでは決してないということを御理解いただきたいというふうに思うのです。ただし、掲げた以上は全力でいろいろ検討したいという心積もりであるということであります。

○議長（佐々木幸士君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 早期の検討を求めるたいと思います。

最後に、熊対策の件に関して個体数管理に関して、冬眠から覚める春頃までには方針を決めるべきだと思いますけれども、御見解をお伺いします。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 来年度の当初予算への反映ということもありますので、できるだけ早期に検討してまいります。